

さん 燦

事務所報
SUN 第23号
2018年7月発行



OIKE LAW OFFICE

弁護士	長谷川 彰	弁護士	野々山 宏
弁護士	坂田 均	弁護士	永井 弘二
弁護士	長野 浩三	弁護士	草地 邦晴
弁護士	小原 路絵	弁護士	茶木真理子
弁護士	上里美登利	弁護士	住田 浩史
弁護士	谷山 智光	弁護士	北村 幸裕
弁護士	増田 朋記	弁護士	若竹 宏諭
弁護士	伊吹 健人	弁護士	加守田枝里
弁護士	森貞 涼介	客員弁護士	二本松利忠
客員弁護士	大瀬戸豪志		事務局一同



暑中お見舞い 申し上げます。

今年も暑い夏がやってきましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

当事務所の谷山智光弁護士が2018年4月1日から京都弁護士会の副会長に就任しています。また、増田朋記弁護士が、内閣府消費者委員会事務局及び消費者庁での任期を終え、当事務所に復帰しました。当事務所の弁護士19名が、様々な分野で精力的に活動しながら、それぞれの経験を弁護士業務にも活かしたいと思っております。

改正された債権法の施行が2020年4月1日に決まり、相続法改正の議論も進むなど、私達を取り巻く身近な法制度も大きな変革の時期を迎えています。京都では、年々外国人観光客の数も増えており、市民一人一人が国際化を実感する状況となっています。

当事務所では、以下のような事務所理念を制定し、

- 1 社会のフェアネスを実現すること
- 2 専門性を高め事務所として総合的なサービスを提供すること
- 3 常に時代を動かす気概をもち、普遍的であること

所員一同、これまで以上、一層充実したリーガルサービスの提供に邁進する方針です。

これからもどうぞ宜しくお願い致します。

御池総合法律事務所

京都市中京区烏丸御池東入 アーバネックス御池ビル東館6階

TEL 075-222-0011 FAX 075-222-0012

E-mail oike@oike-law.gr.jp

URL <http://www.oike-law.gr.jp/>

2018/7
No.23

京都弁護士会副会長に就任しました

弁護士 谷山 智光



1 はじめに

2018年4月1日付けで京都弁護士会の副会長に就任しました。任期は2019年3月31日までの1年間となります。

当会には、役員として会長1名、副会長4名がいます。会長は、会を代表し、会務を統理し、総会及び常議員会の決議を執行し、弁護士法等で定めた事項その他の庶務会計に関する事務を行うとされ、副会長は会長を補佐するとされています。

当会では、近時、会長は弁護士経験30年程度の弁護士が就き、副会長は弁護士経験10～15年程度の弁護士が就くことが多くなっています。私は、2006年10月に弁護士登録し、弁護士経験12年目となります。

今年度は浅野則明会長のもと、他の3名の副会長とともに当会の役員を務めることになります。

2 副会長の仕事

もっとも、副会長に就任しても、弁護士会に常駐して、副会長職だけを行うというわけではなく、当然のことながら事務所での日常業務も行います。

週に1回の在会当番(14時～17時)と、同じく週に1回の役員会(13時30分～17時)の際は、京都市中京区富小路通丸太町下ル(京都地方裁判所の建物の隣)にある弁護士会において執務を行っています。大小さまざまな弁護士会の事務を決裁したり、役員会において重要事項につき会長・副会長5名で審議したりしています。そのほか、月1回の常議員会や年3回の総会があります。また、当会には多数の委員会やプロジェクトチーム等があり、私

はそのうち21の委員会等の担当副会長として、必要に応じ出席しています。当会は、2018年4月1日現在で、769名の会員と41名の法人会員がいます。このような大きな組織を動かしていくというのは、大変ではありますが、普段の日常業務とは異なる経験であるため新鮮かつ刺激的であり、今のところは楽しくやっています。

3 憲法と人権を考える集い

当会では、毎年、「憲法と人権を考える集い」というイベントを行っています。当会の最大のイベントで、1971年の第1回から今年で48回目となります。今年は11月18日(日)に、同志社大学寒梅館ハーディーホールにおいて行います。テーマについては、その年々によって変わりますが、いよいよ憲法改正の手續が現実的・具体的なものとなっている情勢を踏まえて、今年は憲法改正問題を取り上げる予定です。講師にはテレビのコメンテーターとしても著名な木村草太教授をお招きします。詳細については、おって当会のホームページでもお知らせします。ご興味ございましたら、ぜひご予約ください。

4 さいごに

副会長をすることによって、自分の時間をとられることは事実ですが、この1年は京都弁護士会への恩返しのような気持ちで副会長職を務めたいと思います。至らぬ点多々あると思いますが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



弁護士が官僚になってみて

弁護士 増田 朋記



国家公務員には任期付職員の採用という制度があります。弁護士等の一定の専門的な知見を有する者について、任期を定めて採用するというものです。私はこの制度のもとで、2014年8月から2017年12月までの間、御池総合法律事務所を離れ、任期付公務員として働いてきました。

最初は内閣府消費者委員会事務局というところに所属し、その2年の任期が満了した後、残りの約1年半は消費者庁の職員として働いていました。いずれも消費者分野に重要な役割を果たしている行政機関です。

私が中心的に取り組んでいたのは消費者分野の中でも契約分野、とりわけ消費者契約法や特定商取引法という法律の改正についてでした。実は私は、弁護士になった当初から、弁護士として消費者被害の救済に取り組み、その経験を活かして、現場の目線から法改正に関与したいと思っており、任期付公務員になることを目指していました。このため、今回の法改正への関与は、まさしく自分がやりたかった仕事でした。

消費者委員会事務局では、主に審議会の運営業務を行っていました。消費者契約法専門調査会と特定商取引法専門調査会という二つの会議について、事務局として運営し、会議の日程の確保などの事務はもちろん、委員（消費者団体・事業者団体の代表者や学者等）の方々を支えるため、事前に内容面も含めた打ち合わせを行い、法改正に向けて会議が円滑に進んで実効的な結論が得られるように奮闘していました。その結果、2016年1月にはそれぞれの専門調査会の報告書を踏まえた消費者委員会の答申が示されることとなり、その内容が同年の消費者契約法改正・特定商取引法改正として結実しました。

ただ、消費者契約法については、さらに改正を検討すべき論点が積み残されることとなったため、専門調査会の審議が継続されることとなりました。そこで、私は、今度は審議会を開く消費者委員会の側ではなく、その審議内容を踏まえて法案を検討する消費者庁の側となり、消費者契約法の改正に引き続き関わることにしたのです。

消費者庁での業務は、法律の必要性や適切な規律の在り方などについて、専門調査会で審議される原案を考えたり、逆に専門調査会での指摘を踏まえて検討を進めたりと、まさしく法律を作っていくというものでした。最

終的には途中で後任に委ねることとなりましたが、私が検討した消費者契約法改正法案が、その後の国会へ提出されることとなりました（第196回国会閣法第31号）。このような成果は、私一人ではなく多くの方々のご尽力の成果ですが、私もその一端を担うことができたことは非常に感慨深いものであり、今後の私の人生において大きな礎となる出来事となりました。

また、このような役所における業務を通じて、物事を考える視点にも大きな変化が生じました。弁護士というのは、どうしても依頼者となる一方当事者の立場から考えることが多くなります。それに比べると役所というのは、いわば国民全体が依頼者という形ですので、常に様々な立場からの意見を考えるということが求められます。例えば、消費者契約法の改正の検討を進める上でも、消費者側の意見だけではなく、当然事業者側の意見も示されますし、その中でもそれぞれに様々な意見が存在します。それらの意見は単に利害が対立して言い争うというものではなく、それぞれの立場において重要な点が示されていますので、法改正を実現するためには、その全体を見渡して考える必要が生じるのです。

実のところは弁護士においても、このような多角的な視点で物事を考えることはやはり重要なことだと思います。依頼者に助言をする、事件の相手方と交渉する、裁判で裁判官に主張する、そのいずれにおいても、単に自分の正しさを主張するだけではなく、他の立場からの主張を俯瞰して、伝えるべきこと、為すべきことを考える必要があるのだと思います。

継続は力なりとは言いますが、やはり同じことだけをしているとどうしても視野が狭くなってしまいうということもあります。それがこのように新たな視点を得ることができたのは、役所で働いて得た大きな成果の一つでした。弁護士が官僚になるというのは思い切った挑戦であったと思います。しかし、その挑戦は正しい選択でした。弁護士に限られませんが、任期付公務員となる機会があれば、皆様も是非挑戦してみることをお勧めいたします。

事務所の「知的財産法」勉強会

客員弁護士 大瀬戸 豪志



私が御池総合法律事務所に所属して3年が経過しました。その間やむを得ない事情があったときを除きほぼ2か月ごとに事務所内で知的財産法の勉強会を開催してきました。この勉強会には、事務所所属の弁護士だけでなく、企業の知的財産業務に携わっている方にも参加していただいています。通常、私がその時々話題となっている事項や判例から重要と思われるものを選定し、報告をして、それに沿って参加者全員で議論をするという形をとっています。これまで以下のようなテーマを取り扱ってきました。

①職務発明について—平成27年度特許法改正後の対応策、②特許法101条の間接実施品の輸出について—一属地主義の原則との関係において、③最近の均等論(等価理論)の論点—いわゆる積極的要件を中心として、④FRAND宣言がされた標準規格必須特許に基づく権利行使—アップルvsサムスン(iPhone)事件(知財高裁平成26年5月16日判決及び同日決定)、⑤部品の交換による特許権侵害—知財高裁平成27年11月12日判決(生海苔異物除去機事件)、⑥著作権法による応用美術の保護—知財高裁平成27年4月14日判決(幼児用椅子 TRIPP TRAPP事件)とその後の裁判例、⑦特許権侵害訴訟における技術的範囲の画定と権利行使制限の抗弁(特許法104条の3)における要旨認定の際の特許請求の範囲(クレーム)の解釈について—大阪地裁平成28年1月21日判決(バック用シート事件)を素材として、⑧共同著作物と職務著作(法人著作)について、⑨職務著作の問題点、⑩均等論の適用について、これを否定した東京地裁平成20年12月9日判決(中空ゴルフクラブヘッド事件)と、これを肯定した知財高裁平成21年6月29日中間判決との相違点の解明、⑪最高裁平成29年2月28日判決(エマックス事件)—商標法47条1項の除籍期間経過後における商標権の行使と権利行使制限(無効)の抗弁及び権利濫用の抗弁、⑫特許権の消尽—日米判例の比較、⑬冒認特許の無効審判における発明者の認定—知財高裁平成29年1月25日判決(噴出ノズル管事件)。

上記のうち①、⑤、⑥、⑨及び⑫については、勉強会における議論を私が整理したものが当事務所発行の「ライブラリ」誌(年2回刊行)に掲載されています(同誌は御池総合法律事務所のホームページで閲覧できます)。

①の職務発明についての論説は、平成27年の特許法改正によって特許を受ける権利の帰属が従来の「発明時従業者帰属」に加えて新たに「発明時使用者等帰属」が導入されたこと等に伴う留意点について検討したものです(同誌43号、2016年4月)。

⑤の部品の交換による特許権侵害に関する論説は、特許権侵害品のメンテナンス行為としての部品の取付行為が特許権侵害に当たるかどうか争われ、これを一定の条件の下で認めた知財高裁平成27年11月12日判決を素材にして同判決の内容と問題点について論じたものです(同誌44号、2016年10月)。

⑥の著作権法による応用美術の保護は、応用美術の創作性について純粋美術並みの高い創作性の要件を課していた従前の裁判例に対し、一般の著作物と同様に「作者の個性の発揮」の有無によるべきであるとした幼児用椅子(TRIPP TRAPP)事件の知財高裁判決の問題点の指摘とその後の裁判例の動向を概観したものです(同誌45号、2017年4月)。

⑨の職務著作の問題点は、著作権法15条の「法人等の著作の名義」の表示の仕方によって生じる問題と、法人等が著作者となった場合の権利行使について従業者の一般的人格権の保護の観点から一定の制約があることを論じたものです(同誌46号、2017年10月)。

⑫の特許権の消尽—日米判例の比較は、米国著作権法109条(a)のファースト・セール・ドクトリンの下で認められている著作権の国際消尽は特許権の国際消尽にも妥当するとして、米国で初めて特許権の国際消尽を認めた米国最高裁2017年5月30日判決(インプレッション・プロダクツ事件)と、いわゆる黙示の実施許諾論により特許権の国際消尽を条件付きで認めた最高裁平成9年7月1日判決(BBS事件)とを比較検討し、我が国における特許権の国際消尽理論について再検討の必要性を指摘したものです(同誌47号、2018年4月)。

上記のいずれに研究会においても、研究者あがりの私の立場から主として理論的な問題点を摘出し、それを巡って実務的な観点を交えて毎回喧々諤々の議論が展開されます。実務の経験の浅い私にとって貴重な研鑽の場となっています。

ブリュッセル、ルクセンブルクへ調査旅行に行ってきました

弁護士 野々山 宏



2018年3月21日から29日まで、現在私が教鞭を執らせてもらっている京都産業大学の高嶋教授、草鹿教授、古谷准教授、龍谷大学の中田教授、京都大学のカライスコス准教授と、EUの各機関があるベルギーの首都ブリュッセルとEU司法裁判所のあるルクセンブルクに、EU消費者法及び消費者法教育の取り組みについて調査旅行に行ってきました。海外の法制度や政策に関する弁護士会主催の調査旅行はこれまでも何回か行っていますが、研究者(私には京都産業大学教授の肩書があります)の一員としての調査旅行は初めてでした。今までにない楽しい体験ができました。

1 全面的な通訳が必要なのは私だけ

同行した研究者の皆さんは留学経験があり(ドイツ、フランスなど)、英語、ドイツ語、フランス語などの語学ができます。そのため、通訳は短文の通訳ではなく長くしゃべった後にまとめて訳され、質問や議論は活発になると英語やドイツ語で通訳なしで交わされます。そのため、語学が苦手な私は断片的な内容しかわからない状態となり、調査後に皆さんに質問や議論をさせてもらってようやく内容をつかむという状態でした。調査の後半は、通訳担当のカライスコス准教授がほとんど私の専属通訳のように、隣の席ですべての報告、議論、質問を同時通訳していただくことになり助かりました。通訳を独占してしまい、他の皆さんに申し訳なかったです。

2 研究者の皆さんは群れて行動しない

弁護士たちとの調査旅行では、自由時間は何人かで団体行動し、食事は毎回全員まとまってするのが一般です。しかし、研究者の皆さんは自由時間を思い思いの都合や好みでお互い干渉せず一人一人個人で行動していました。ほとんど群れません。自由です。食事も、時間や好みが合えば何人かで行きますが、それも全員そろうことはまずありません。私も一人で街を散策し、夕食はすべて皆さんに誘ってもらい一緒にいただきましたが、昼食は一人で食えることが多くありました。一人だけで行動することに不安はありましたが、自分の趣味を満喫できて、それも楽しい経験でした。

3 ブリュッセルでは雨でも傘をさす人は少数派

イギリスへ調査旅行に行ったときも同様に驚きましたが、ブリュッセルでも結構強い雨が降っていても、道行く人はせいぜいコートのフードをかぶるだけで、傘をさしていません。傘をさす人はごく少数です。3月といっても寒波が来て、たいへん寒かったのにです。よく風邪をひかないものだと感心します。

4 ルクセンブルクでは「オーバーワイス」がおすすめ

チョコレートはベルギーが有名ですが、ルクセンブルクの「オーバーワイス(OBERWEIS)」のチョコレートが大変おいしかったです。ここはチョコレートだけでなく、総菜やサンドイッチ、カナッペ、アイスクリームなども美味です。調査訪問先で懇親会の時に準備されていた食材はどれも「オーバーワイス(OBERWEIS)」から取り寄せたものでした。思わず、空き時間にお店へ行って、そこでしか味わえないお菓子や総菜を食しました。ルクセンブルクへ行ったら、ぜひ「オーバーワイス(OBERWEIS)」に行ってみてください。おすすめです。

5 少しだけ調査の内容報告

ブリュッセルではEU委員会本部の消費者法立法担当部門と消費者教育担当部門で話を聞き、ルクセンブルクではEU司法裁判所、ヨーロッパ消費者センター、ルクセンブルク大学などを訪問調査しました。

EU消費者法の現在の課題は、「執行(制裁)」と「オンライン取引」です。この課題は日本も同じです。違反者への処分や被害回収を実現するのは執行であり、これが十分に機能していないと権利は絵に描いた餅になるので、その整備強化は重要です。また、インターネット取引において、オークションを運営するプラットフォーム業者の責任について法規制を検討しているとのことでした。消費者はインターネットを通じて、「無料」で様々なサービスを受けていますが、それは決して「無料」ではなく、消費者は登録の際の個人情報やそのサイトの利用履歴の個人情報を「対価」として事業者提供しているという発想は新鮮でした。

また、消費者教育について、伝統的な、消費者を対象とした教育の強化だけでは十分な成果が上がらないとして、今年のEU委員会の重要なプロジェクトとしては、中小企業を中心とする事業者への消費者教育の強化を挙げていました。

EU司法裁判所は、EUの基本条約や法令がEU加盟国に適切に適用されているかを判断する裁判所です。加盟国に一人しか任命されていない裁判官にじきじきに大法廷や裁判官会議室、裁判官室などを案内してもらい貴重な体験でした。

調査旅行は、外から見ているとわからないその国の法律や政策に対する発想や文化が体験できて刺激的です。調査結果や体験を、日本の立法や法政策にぜひ役立てていきたいと考えています。

パリの大通りをパトカーで疾走する！

客員弁護士 二本松 利忠



1 いささか古い話で恐縮であるが、裁判所に勤務していたときに、フランスの刑事参審制度の調査のため約半年間現地に派遣されたことがある。フランスは、フランス革命直後にイギリスにならって刑事陪審制度を導入したが、幾多の変遷を経て、1941年に実質的に参審制度に移行し(ただし、今でも「陪審」「陪審員」の呼び方は維持している)、殺人・強盗致死傷等の一定の重罪事件について、市民から選ばれた9人の参審員(ただし、2011年改正で6人となった)と3人の裁判官の合議体で有罪か無罪かの判断をした上、刑の量定も行っている。参審員の人数が裁判官よりも多いことやその選任方法、重罪事件の罪責と量刑について参審員と裁判官とがともに評議し多数決で結論を決めることなど、日本の裁判員制度は、フランスの参審制度にかなり近いものとなっている。

2 フランスでは、パリのほか、エクス・アン・プロヴァンス(南仏)、ボルドーの重罪裁判所において、審理や評議の傍聴をしたり、裁判官・検察官・弁護人のみならず、参審員のインタビューをさせてもらうなど、最大限の便宜を図ってもらった。また、現地の実情を少しでも理解するために、刑事手続の最初から最後まで見せたいと要望し、検事局、司法警察、拘留所、刑務所等を訪問させてもらった。さらに、メグレ警視シリーズ等の推理小説に登場してくるセーヌ川近くのモルグで司法解剖を見学する機会も与えられた。

刑務所としては、アルセヌ・ルパンが収監され、脱獄したというラ・サンテ刑務所(パリ)を見学したが、ここは実際にアポリネールやジャン・ジュネ等の文学者や大杉栄(パリの街頭でアジ演説をして罪に問われた)も収監されたところである。同刑務所は、今では住宅街となった一角にあり、こんなところに刑務所が残されていることに驚いた。レンガの高い塀や建物は古色蒼然としていて、収容人数が増えて手狭で居住環境が悪化しているとのことであったが(フランスの刑務所はどこも過剰収容の問題を抱えていた)、警備は近代的で極めて厳重なものであった。この刑務所もそうであったが、パリ警視庁司法警察局の建物(オルフェーブル河岸。ここもメグレ警視の舞台となっている)地下にある拘留房にも、立派なカトリックの祭壇が備え付けられており、毎日曜日には神父によるミサが行われるとのことだった。

3 警察の初動捜査や施設を見せってもらうため、パリ警視庁下の分署を訪問した。石造りの建物の外観は古めかしいものの、内部はきれいに改装されていて、取調室は明るく、傷だらけの机と天井からつり下げられた裸電球というイメージとかけ離れていて拍子抜けしたが、フランスのギャング映画の見過ぎだと笑われた(確かにそうであった)。

そこでは少年犯罪担当の刑事の見回りに同行させてもらうことになったが、Gパン姿の粹な刑事で、黒の皮ジャンをさっと肩に引かけて、「行こうぜ」と言われたときは、映画さながらと興奮した。覆面パトカーの助手席に乗せてもらい、市内を巡回中、無線で呼出しがあり、現場に急行することになった。点滅灯を屋根に取り付け、サイレンを鳴らしながら、かなりのスピードで大通りを走り抜け、現場に到着したところ、路上で売春の相手方となるように勧誘した少女をパトロール警官が補導したとのことであった。当該少女はどう見ても未成年(フランスの成年年齢は18歳)であったが、18歳であると言い張っていた。フランスでは、路上での売春目的の声かけは犯罪にならないが(もちろん売春のあっせん・強要、場所の提供等は罪になる)、少年であると保護処分の対象となる。そこで少女は成人であると強く主張したのであった。少女は、ロマ(「ジプシー」に該当するフランス語は現在では差別用語として使われなくなっている)の子で、身分を証明するものを持っていなかったことから、刑事は、少女を司法鑑定医(歯科医)のもとに同行し、年齢鑑定をしてもらったところ、歯の成長の程度とすり減り具合から16歳未満であるという鑑定結果が出され、少女は身柄を拘束されることになった。ロマの人たちに限らず、不法に入国した外国人はパスポートはおろか出生証明書等の身分を確認できる書類を持っておらず、このような年齢鑑定が必要ということであった。いろいろな国の人々が絶えず流入するフランスならではの確認方法である。残念ながら、その少女が最終的にどのような処分となったかは聞き漏らしてしまった。

4 ときは5月であった。今でも疾走するパトカーのサイレンの音と窓外を流れるパリの町並みを懐かしく思い出している。

絵画的表現を制約する歴史的條件の存在

弁護士 坂田 均



「著作物は何故保護されるのか？」これは著作権法の世界で議論されている重要なテーマの一つである。著作物には言語、美術、音楽、映画などの種類があるが、著作権法によって表現が保護されるためには「創作性」の要件を充たさなければならない。創作性とは、日本では著作者の個性が発揮されたことをいい、個性が発揮された表現を著作物として保護することによって、著作者の利益を確保しようとするのである。著作物は著作者が作り出したものであるから、その成果は当然著作者に帰属するという結論に導かれる。ジョン・ロックの「統治二論」によれば、神は特別の意思をもって人を創造したのだから、神に創造された人は神から与えられたミッションを負い、人がその手で作成したものは、その人自身に帰さなければならないとされている。これがジョン・ロックの労働価値論の考え方である。

他方で、「著作者とは誰か？」という、それは疑いもなく創作的表現をした者のことであって、創作的表現の成果を享受できる者であると信じられてきた。ところが、近時、著作者にその創作的表現の成果の全てを享受させてよいのかという疑問が投げかけられている。

この課題は、フランスの哲学者ミッシェル・フーコーが「著作者とは何か？」(1979年)で提起した問題でもある。表現を構成する要素としては、表現の対象とされたもの(signified contents)と表現それ自体(signifier)があるが、表現においては、後者の相互作用の方が重要であるとしている(同論文参照)。フーコーは「知の考古学」(1969年)においても、人々の言語体系には歴史的に蓄積されてきた下部構造があり、それによって言語的表現は時期的、場所的な制約を受けると指摘している(ガリー・ガッティング「フーコー」井原健一郎訳46頁以下参照)。

言語的表現を含む表現は、本来著作者の自由な思想信条の発露であるから保護されるというように理解されてきたが、仮に、言語的表現の奥底には、歴史的に堆積されてきた下部構造があり、それによって表現は制約を受けているということになると、その限りで著作者の創作性は否定せざるを得なくなる。

著作権法では、歴史的事実、社会的事実や既存の著作物(以下、歴史的事実等という)とこれらを取り込んだ著作物の関係については、歴史的事実等には著作者の権利は及ばず、著作者が創作した範囲においてのみ保護範囲は及ぶと理解されている。例えば、彫刻を写真撮影した場合、写真の著作物が成立するが、被写体である彫刻が既存の著作物として存在するため、写真の著作物は彫刻

の著作物を除く範囲でのみ保護され、被写体固有の創作的部分には著作権の保護は及ばない。その部分には創作的な寄与が認められないからである。このように著作権の及ぶ範囲は歴史的事実等の存在によって制約を受ける構造になっている。

絵画史の世界でお話すると、ドラクロワはロマン主義に属する19世紀の画家であるが、その代表作である「キオス島の虐殺」は発表されると大反響となり、一躍新古典主義に対抗する旗手となった。新古典主義では、アングルに代表されるように、ローマ時代に回帰しながらも、理性によって造形化が図られていた。高階秀爾氏によれば、新古典主義では、絵画は科学となり、色彩を形態のために犠牲とするようになった。これに対して、ロマン主義では、芸術を創造するために感受性と想像力に信頼を置いた(「美の思索家たち」青土社192頁)。

ドラクロワのロマン主義といっても、それは彼一人の天才によって確立されたものではない。むしろ、ダビッドやアングルによって開始した新古典主義がなければ存在しなかったともいえる。新古典主義の時代においては、色彩よりも構成を重視し、感受性よりも理性によって絵画を描こうとしていた。ドラクロワは、新古典主義における感受性の抑制、色彩の軽視、理性による構成等の特徴に対して批判的存在であったし、そこに彼のロマン主義の存在意義があったといえることができる。ドラクロワはその天才によって、新古典主義の影響をことごとく排除しようとしたが、その排除の姿勢自体にむしろ新古典主義の残した堆積物の影響を見ることができる。その他の同時代の画家たちは、その平凡さ故に、その描き方において新古典主義が下部構造として残した堆積物の影響を受けざるを得なかった。当時の画家たちは絵画表現上それぞれの時代の歴史的、場所的條件の規制を受けざるを得なかったのである。

イタリアの美術史家リオネルロ・ヴェントゥーリのいうように、天才という言葉が「芸術作品の創造的面」を意味し、趣味という言葉が「芸術のプレーキ」を意味するなら、ロマン派は、来るべき芸術の条件を作り出した(前掲「美の思索家たち」、「近代画家論」高階秀爾訳部分193頁)といえる。

著作物は何故保護されるのか。答えはそう簡単なものではなさそうである。著作物性を議論する場合(例えば、いわゆる「ありふれた表現」該当性)は、表現の種類ごとにこのような歴史的條件と個性的創造の絡み合いの構造分析が重要であると思う。

書道のお稽古をしています

弁護士 上里 美登利



暑中御見舞い申し上げます。この燦が発行されるのは、毎年、蒸し暑い京都の夏が本格的に始まる7月となっております。私にとりましては、そろそろ短冊の季節かなと思う初夏です。

実は数年前から、毎月一回、小学生以来の筆を握り、社会人の書道教室に通っております。夜のお稽古で、先生や他の生徒さんのおかげで気軽に通わせていただくことができ、何とか数年間続けられています。

近年、日常では、字を書くときはほとんどがPCやMobileのタイピングで、鉛筆を握ることはほとんど無くなり、ボールペンで取るメモも大変乱雑な字になってしまいました。そのような中で、筆を握り、墨で一文字ずつ時間をかけて字を書くというのは、何とも新鮮なひと時です。

去年からお稽古のお世話役をさせていただいていることもあり、題材を考える機会もいただきます。夏は短冊に短歌を書き、年末には今年の一文字、年明けは書き初め、などと考えると、折々の行事や季語なども意識し、季節感もあります。

最近、外国から来た研究者の方と活字文化について話す機会があったのですが、日本にはまだ街の本屋さんも多く、立ち読みしている人もたくさんいて、紙の出版物が多いため驚いたそうです。彼は、通常、電子書籍を読み、ニュースは当然オンラインで、紙媒体は図書館や研究室でしか読まないとのことでした。電子書籍だと安価

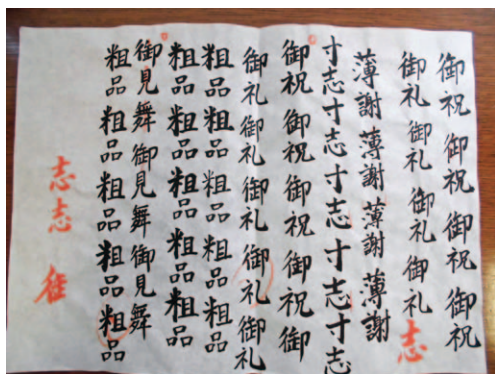
だしMobileでたくさん持ち運びができて便利だと言うので、私が、Mobileだとメモが取りにくいし、デジタル画面では今ひとつ頭に入らないこともあるけどね、と言うと、メモはメモパッドで取れるから問題ないよ、でも、あなたの言うことも分かるという返答をくれました。

最近では、第4次産業革命の到来とも言われ、世界中で、劇的な技術革新が進んでいます。また、時間の流れものんびりとはしておらず、分刻みで同時並行的に物事の処理が進められます。

その中で、時に書道のようにアナログな世界に1時間余り身を浸すことは、個人的には何とも贅沢な感があります。普段は私もデジタル化の恩恵を大いに受けておりますが、他方で、残したいアナログな世界は自分で意識して残さないといけないと思う今日この頃です。



今年の一文字



実用的な練習もしています



最初に書いた自分の名前

金沢をたずねて

弁護士 加守田 枝里



1 はじめに

近年、遠方に住む知人が増えたこともあり、関西の外へ足を運ぶ機会が増えました。今回は、その中で印象に残っている金沢での観光について記したいと思います。

2 兼六園

金沢の観光名所といえば、兼六園を思い浮かべる方も多いのではないのでしょうか。私も例に漏れず、金沢駅から真っ先に兼六園へと向かいました。

兼六園は、延宝四年(1676)、加賀藩5代藩主綱紀が、別荘を建て、その周りを庭園化したのがはじまりとされています。その後も、藩主らによる造営や庭の拡張・整備等が行われ、長いときを経て現在の形に至りました。

「兼六園」という名前は、文政五年(1822)、宋の書物「洛陽名園記」の中の次の記述をもとにつけられました。

「洛人云う園圃の勝

相兼ねる能わざるは六

宏大を務るは幽邃少なし

人力勝るは蒼古少なし

水泉多きは眺望難し

此の六を兼ねるは惟湖園のみ」

この記述の伝えるところは、「庭園では六つのすぐれた景観を兼ね備えることはできない。広々とした様子(宏大)を表そうとすれば、静寂と奥深さ(幽邃)が少なくなってしまう。人の手が加わったところ(人力)には、古びた趣(蒼古)が乏しい。また、滝や池など(水泉)を多くすれば、遠くを眺めることができない。この六つの景観が共存しているのは湖園だけだ」というものです。兼六園は、この湖園に似つかわしく、六勝を兼ね備えているという理由から、その名を与えられたとされています(石川県金沢城・兼六園管理事務所ホームページ参照)。

この名前の由来は、現在でもまさにそのとおりです。兼六園に入って少し歩くと、広い空間の中にある大きな霞ヶ池が目にとびこんできます。その一方で、体の向きを変えると、眺望台から白山山系をはじめとする山々を見渡すことができ、こんなに高いところにいたのかとはっと気づかされます。そして、高い木々に囲まれ、足

下に水が流れている様は、まるで山の中を歩いているように、爽やかな気持ちにさせてくれます。これらは、他の庭園ではなかなか味わえないものかもしれません。

また、私は、庭園などを訪れる際は、お茶席に立ち寄ることを楽しみにしています。このときは、兼六園の中にある「三芳庵」という料亭を訪れました。三芳庵は、兼六園の発祥の地といわれる瓢池の畔にあり、瓢池を眺めながらお茶や食事を楽しむことができます。

私が訪れたころは、まだ少し雪が残る中、梅が咲き始め、季節の移り変わりが感じられました。訪れた際は、美しい風景にただ圧倒されるばかりでしたが、兼六園の美しい風景が当たり前のもではなく、貴重なものであること、そして、それは、現在に至るまでの代々の藩主らによる尽力の積み重ねの賜物であること、これらを胸に刻んで眺めると、一層深く楽しむことができるのかもしれない。表面だけでなく、その中身や背景を知ること、また違った見方をすることができ、それは歴史的な名所に限らず、日々の仕事をはじめとする何事にも通ずるものだと考えさせられました。

3 おわりに

ここまで兼六園について書いておりますが、金沢の魅力が兼六園だけではないことは言うまでもありません。兼六園のすぐそばには、現代美術等を展示する金沢21世紀美術館や、海鮮を味わうことができる近江町市場など、見所がたくさんあります。短い時間ではありましたが、歴史や文化をたっぷり堪能する旅となりました。

観光を通じて触れた歴史や文化、そして経験を自らの肥やしとできればと思います。

「自由からの逃走」を読む

弁護士 草地 邦晴



1 言わずと知れた社会心理学の名著である。エーリッヒフロムは、第二次世界大戦の最中、なぜナチスが国民の支持を得て台頭したのか、その心理学的な分析を、社会経済的視点を加えて「自由」を基軸として展開した。刺激的な題名にも惹かれて、いつか読みたいと思っていた。

翻訳であることもあるが、心理学、哲学、宗教史などの素養なく読むにはいささか難解で、外的な束縛からの解放という「からの自由」の実現は、同時に孤独や無力感をもたらし、そこから逃避しようとする無意識の衝動が権威主義や画一化と結びついていく社会心理を論じているが、心理学的考察にとどまらず、宗教改革や経済的要因、資本主義における人間の疎外といった観点も取り入れた論述は大変興味深い。束縛から解放されたはずの社会においてもなお、なぜ人は時に手にした自由を行使せず、組織や権威に隷属し、同一化しようとするのか、漠然と感じていた疑問に対して、多くの示唆を与えてくれる本である。^{*}

2 中世の人々は移動や職業などの個人的自由を持たなかったが、その社会的秩序に従って役割を果たす限り自由な生活を許され、競争もなく、安定感と帰属感が与えられていた。近代的デモクラシーは様々な束縛「からの自由」を勝ち取ったが、同時に彼らに安定感、帰属感をもたらした絆も失われたという。新たな成功の機会が与えられる一方で、危険も全てが自分の責任となり、資本主義の進展は、労働力として疎外された人々に、自分の役割や意味に疑問と無力感を与え、無意識のうちに、自分を不安から救い出してくれるような人間や外界に服従し、それらと関係を結ぶことによってこれを克服しようとする強い衝動となる、と著者は指摘する。

この無意識下の衝動は、現実的で確実に考えられる秩序に服従しようとする権威主義として、あるいは、自分の個性を否定し、他の人々と全く同じような、人々が彼に期待するような状態を完全に受け入れて外界との矛盾を解消する画一性となって現れるという。

デモクラシー直後の近代における社会状況と、現代における社会状況は、言うまでもなく大きく異なっているが、人々が絆を失い、不安や無力感に苛まれているとい

う意味では共通する社会心理状態にあるとも言える。人は、何よりも孤独を恐れ、他人の期待にはずれることを恐れるから、世論や常識といった目に見えない権威の力は強力になるとの指摘も、むしろ現代においてより重要性を増しているように思われる。昨今、世界では、力の誇示、排他主義、ポピュリズムなどが人々を引きつけ、勢力を拡大する動きがあるが、そのことを理解する上で、これらの指摘を再評価すべきところがあるようにも感じられる。

3 著者は、人が、自我の統一を犠牲にすることなく、「からの自由」がもたらす恐怖を克服するには、自発的な活動（「への自由」）しかないという。それは、自我を肯定しながら、相手を自発的に肯定して結びつけるような愛と、創造的な活動としての仕事だという。

その答えは明快に見えて、具体的な場面で改めて問い直すしかない課題を提示するものであるが、それ以前に自由のもたらす内面的な負の側面を意識すること自体に意味があるともいえる。日本には人々のつながりが数多く存在し、これが人々を安定させていた部分があるが、徐々に失われつつある。最近の社会に起こっている様々な現象や人々の行動様式の中に、著者のいう権威主義や、画一性の台頭を感じさせるものは少なくないし、その分析は現代社会にも個人の心理にも通じるものを感じる。孤独や不安、無力感といった「からの自由」がもたらす重荷からの「逃走」が、社会に対する危険な形で生じていないか、我々は不断に問い続けなければならない。

^{*} ERICH FROMM 著 日高六郎訳『自由からの逃走』（東京創元社 平成25年）

読書感想文の誤った書き方と正しい書き方

弁護士 住田 浩史



1 誤った書き方

今日は2018年5月13日で、当事務所内の「燦」原稿の提出期限1日前である。

提出期限といえば、僕が、原稿の提出期限を考えて、はじめて憂鬱になったのは、小学生のときに遡る。そう、恐怖の夏休みの読書感想文である。

今と違って、当時は、読書感想文の書き方のマニュアルの類いはなかった。もちろん、教師も書き方などは教えない(あるいは、教師の話聞いていなかっただけかもしれない)。

そこで、まず、内容面では、何か教師からほめられた、とされているものを参考にした。そういったものに共通しているのは、①葛藤やトラブルに対処する際の主人公の気持ちを書くようである(主人公が葛藤していない場合にはどうすればよいかは不明である。おそらく、作品を選択し直すべきである)。そして、②自分の経験と比較する。そして、その際に、③自分を少しだけ卑下して反省する。そして、最後に、④主人公を見習ってこうありたい、といささかさやかな希望をつづって締めくくる。どうやら、世間ではこういう読書感想文が求められているようである。このような空気感は、たぶん理解していたと思う。

しかし、いかんせん、作業自体が何のためにするのかわからず苦行であるため、文字数が全く足りない。そこで、形式面では、最低字数をクリアするために、ありとあらゆるテクニックを用いた。たとえば、あらすじ紹介テクニックである。本のあらすじをひたすら書く。だいたいこれで総体の1/3から1/2を消費することができる。また、細かいが、改行テクニックもかなり頻繁に用いた。縦書きの20×20の原稿用紙だったと思うが、行の終わりのほうで終わる文章であっても、少し伸長させて、行のはじめの2～3字くらい(1字はさすがに露骨すぎてはれる。)までひっぱり、そこで改行をすると、かなりの文字数を稼げるのである。

そのようにして、僕は、満を持して読書感想文を提出した。しかしながら、6年間(あるいは9年間だったかもしれない)、一貫して上記スタイルを貫いた僕の読書感想文が高い評価を得られることはなかった。選んだ本が悪かったのだろうか。そうではあるまい。かなりの名著を選んだつもりである。やはり、これらの書き方が誤っていたということである。

そして、時が過ぎて、僕も大人になり、読書感想文の一つや二つは書けるようになった(おそらく)。そこで、もういまさらであるが、ここに正しい読書感想文の書き方を解説し、僕と同じような苦痛を次世代が味わうことのないようにしておくことが、せめてもの務めと考える。

2 正しい書き方

まず、内容面である。これは、やはり、上記の①②③④のパターンが、完全に誤っていたというほかない。

なぜか。これは、圧倒的につまらないのである。もちろん、本がつまらないのではなく、お前の人生がつまらない、ということである。そのような自分の経験やさやかな希望をつづられても、その感想文を読むものは「そうですか。でも、お前のしょうもない話は聞いていないだけだなあ。」と思うだけである。もちろん、読書は自らを照らす鏡であるため、その「照らされた姿」を他人に伝えるのが読書感想文である、という根本的な発想自体は間違っていないであろう。では、どうすればよいか。そのジレンマの解消は、もちろん、読書をきっかけに「自ら」の経験を拡張していく、ということではできないのである。

例えば、わかりやすいところでいえば、梶井基次郎を読んで檸檬を丸善においてきましたとか、ケルアックを読んで旅に出してみました、とか、内田百閒を読んで電車に乗ってみました、とか、バロウズを読んでウィリアム・テルごっこをしたくなりましたとか、そういういてもたってもいられなくなる気持ちを行動に移すということが求められるのではないだろうか。自らの狭く浅い経験、分かり切った空間での分かり切った人間関係を前提にした出来事だけと比較して論じても、まったく虚しくなるだけである。

そう、読書感想文は、なぜ夏休みの宿題になるのか、ということと大きく関係してくる。夏休みは、机上の勉強ではできないことがたくさんできるし、また、しなければならぬ。読書は、このような自身の経験を拡張するきっかけになり得るのである。そのようなチャンスだと知らされていれば、全く苦痛ではなかったのに、大変悔やまれるところである。教師もそれをしっかり伝えなければならない。

次に、形式面であるが、こうなってくれば、読書感想文は、自らの経験の拡張を記すという作業にほかならない。このようなわくわくする作業であれば、いくらでも文章を長くできるので、僕が編み出したテクニックはもはや一切必要ない。もはや、あらすじも改行も要らないのである。

ということで、小学生のお子さんをお持ちの方は、もしお子さんが読書感想文に悩んでいるようであれば、しょうもないマニュアルを読んで、家にこもって感想文を書いていないで、とにかくいい本を読んで(これは多少親のセンスが問われることになるだろう)、そして、なにかしたいことを見つけて、一発やってこい、というのが正しいということになる。ぜひ、参考にさせていただきたい。

引退試合

弁護士 長谷川 彰



2017年9月24日井口資仁選手の引退試合を観戦するため千葉県幕張のZOZOマリンスタジアムまで妻と出かけた。京都鷗会の皆さんとも一緒である。前日の試合では、大谷翔平選手の弾丸ライナーのホームランを目の当たりにできた。敵ながら素晴らしいものを見せてもらったと感謝したい。結果的に、このホームランが日本球界での最後のホームランとなり、彼は今シーズンから大リーグのロサンゼルスエンゼルスで二刀流の活躍をしている。

さて、当日マリーンズの選手は全員井口選手の背番号である6をつけていた。マリーンズの背番号6は、1979年から1986年までが、3度の三冠王に輝いたあの落合博満、そして、1994年から2005年までが、ミスターロッチ^{*}初芝清がつけており、井口の応援歌でも「6番背負った男の心意気、今こそ示せ！燃えろよ井口」と歌われている。

試合のほうは、マリーンズ涌井秀章・ファイトアズ高梨裕稔の先発で始まり、6番指名打者井口は第1打席でレフト前ヒットを放つ。引退試合の第1打席でいきなりヒットというのでさえ素晴らしいことだが、これはドラマの序章でしかなかった。3回裏ロッチは加藤翔平のホームランで先行するが、7回に2点を入れられて逆転され、8回にも1点追加されて2点差で9回裏を迎える。ここで清田育宏が5番バッターの代打に送られる。清田は、井口が日本球界に復帰してマリーンズに入団した翌年にマリーンズに入団して以来、井口とは沖縄での自主トレを毎年続けてきたいわば師弟関係にある選手だ。清田はライト前ヒットで出塁する。一塁ベース上の清田の目からは涙があふれる。

さあ舞台は整った。ウグイス嬢の谷保恵美さんが「6番指名打者イグチ〜」とコールすると、井口がバッテリーボックスに向かう。僕らも含めファンは全員「イグチ打て、イグチ打て、ラララ」「打って井口！頼むぞ井口！」の大合唱。1球目は3塁側へのファウル。その後2球ボールが続き2ボール1ストライクの4球目だった。一度井口は打席を外し、再びバッテリーボックスに立つ。おそらく現役最後の打席になることは本人も承知していたことだろう。増井浩俊の投げた直球を打ち返した打球はバックスクリーン右へ一直線。井口が追及してきた右方向へ

の強い打球はロッテファンで満席のライトスタンドに飛び込んだ。起死回生の同点2ラン。ここでサヨナラ勝ちとならず、もう少し野球を楽しませてもらえたのもファンとしてはたまらない。そして、延長12回裏、代打肘井竜蔵の二塁打に始まり、最後はキャプテン鈴木大地がライト前ヒットを放ってサヨナラ勝利。まさに劇的な引退試合であった。

試合が延長12回にまで及んだため、野球は堪能できたが、午後6時20分ころから始まった引退セレモニーは最後まで見るができなかった。それでも、セレモニーの最初の部分で、井口の現役時代のプレーが映像で流されるのは見るができた。ホワイソックス時代の二塁手としてのファインプレーにはマリンスタージアムの3万人を超えるファンから大きな拍手が送られた。そして、ホワイソックス時代の監督オジー・ギーエン氏やホークス時代の監督王貞治氏をはじめ野球関係者からの熱いビデオメッセージと続き、小久保裕紀氏など井口の元同僚や井口の娘さんからの花束贈呈などのセレモニーに感動し、井口の球場内一周の途中で、時間切れとなって球場をあとにした。

弁護士には、引退試合も引退セレモニーもない。体力や気力の限界を感じて現役を退くのは野球選手と同様で、定年のあるサラリーマンとは異なるところだ。私は、来年2月の誕生日で65歳になる。最近とみに記憶力の減退を感じている。体力的には数年前から無理が利かなくなっているが、これを気力で補ってきたのだが。そこで、65歳の誕生日を境に新たに事件を受任することは停止し、受任中の事件の解決に専念しようと思う。そして、受任事件がすべて解決したら、いよいよ引退となる。それまでは、残った体力・気力を振り絞って頑張りたい。

^{*}初芝はマリーンズになってからのミスター・オリオンズ時代は有藤通世がミスターロッチ。

ボルダリング

弁護士 長野 浩三



傾斜している壁も登る

傾斜している壁も登る。ボルダリングはホールディングと呼ばれる突起を掴んだり、踏んだりして、人工壁を登るスポーツだ。ロープとハーネスを使って10m以上の壁を登るリードクライミングもあるが、ボルダリングはハーネスやロープを使わず、これよりも低い所までを登るものだ。下はマットになっており、落ちても基本的に大丈夫だが、落ち方によっては骨折したりする例もある。

東京オリンピックで競技種目になったこともあり、最近若い人の間でも大人気だ。ボルダリングをできるジムも最近街中に増えており、京都だと新京極、西大路、北大路、堀川高辻あたり、京都駅近く、竹田駅近くなどにある。

もともと、登山をしている関係で沢登り、ロープで確保して登るバリエーションルート、フリークライミングなどを少しはやっていて、山に行ったときのみ登る程度だった。特に沢登りのトレーニングをしようと思い、2年くらい前に近くにできたボルダリングジムに通うようになった。最初は易しいルート(7級、6級など)を繰り返し登っていた。これがいい筋トレになることがわかり、筋トレがてら1、2時間程度壁を登って帰るというのを週に何回か繰り返すようになった。そのうち、もう少し難しいルートが登れるようになり、現在は5級は登れる、4級は登れるものもある、程度までになった。

ボルダリングをやるとわかるが、最初は腕がすぐにパンパンになる(「パンプする」という。)。これは腕を曲げて腕で体重を支えようとするため、基本的に腕は伸ばしてホールドにぶら下がるようにしておかないといけない。また、バランスが大事で、そのために足の位置や体の柔軟性が非常に大事になる。次のホールドを掴みに行

くときには、膝を伸ばして立ち上がり、その際に、ホールドを取りに行くのと逆の腕をぐっと引っ張って、ホールドを掴む。また腕を伸ばしてぶら下がる。足の位置をあげる。ホールドを取りに行く時だけ腕を曲げて、膝を伸ばして立ち上がってホールドを掴む、と繰り返して登って行くのが基本だ。

当初は筋トレがてらと沢登りの練習にということで、6級程度のルートをたくさん登ることにしていたが、以前登れなかったグレードのルートが登れるようになると楽しくなってくるもので、最近は、やさしい7級、6級のルートを20くらい登った後に、もう少し難しいルートに挑戦するようにしている。前回登れなかったルートが今日登れた、というのは結構あり、このときは単純にうれしい。終わったらビールで祝杯だ、という気分になる。中には3、4ヶ月登れなかったルートが突然登れるようになることもあり、このような時はうれしさもひとしおだ。

ボルダリングのいいところは、ジムが街中にたくさんできたこともあり、手軽にクライミングを楽しめることだ。また、ボルダリングをすると、手足の筋力がつく。以前は、ぶら下がってまっすぐ腕を伸ばした状態から体を持ち上げる懸垂はできなかったが、ボルダリングを始めてできるようになった。また、体幹の筋力がつく(特に背筋の筋力がつくように思う。)。体幹の筋力がつくと、ランニングも楽になったし、何より、デスクワークをした時の肩、背中、腰が以前よりも楽になった(ボルダリングで肩こりがなくなったというのはよく聞く。)。さらに、筋力がつくことで「やる気」がでてきたように思う(筋トレをすれば全ての問題が解決するといった本を本屋でみるが、何となくわかる気がする。)。ランニングとともに、お手軽にできる運動で、上記のように非常に良い効果があると実感しているので今後もボルダリングは趣味として続けていこうと思っている。

皆さんも是非どうぞ。



飛びつくようなものもある

ためにならない沖縄旅のご紹介

弁護士 森貞 涼介



今年も沖縄に行ってきました。昨年はメジャーなスポット(平和祈念公園、美ら海水族館、首里城など)を一通り観光したのですが、今年は、あまり有名ではない所を回ってきましたので、紹介します。あまり有名でないがゆえに、皆様のお役には立たない情報である可能性の方が大であることをお断りしておきます。

【瀬長島】

那覇空港から車で15から20分くらいで行くことができます。飲食店などが、島の斜面を利用して階段状に連なっている「ウミカジテラス」が目玉のようです。ネットなどで見られる写真だと、素晴らしい景観ですが、それを期待して現地に行くと、そのようなアングルで見られる場所は、おそらく海が空しかないので悪しからず。空港から近いからといって、あまりに帰りの便の直前に行くことと焦ることになりますので、余裕を持っていくことをおすすめします。無料のシャトルバスも出ています。

【あざまサンサンビーチ】

那覇市からずっと東に行った果てのビーチです。私はレンタル自転車で片道2時間以上かけて行ってきました。往復で40km以上あります。道中はアップダウンが激しく、自転車で行くことはおすすめしません。でも、山道、サトウキビ畑の中、海岸沿いを、風を感じて走れたのは自転車ならではの思い出だと思います。途中で何度も引き返そうかと思いましたが、根性で完走しました。海はとても綺麗でしたが、海開き前でした。いつから海開きかは事前に調べて行きましょう。沖縄の海は4月1日から開いているものと勘違いしていました。余談ですが、近くのお食事処の店員さんが奈良出身の方でした。色んな所に色んな所から来た人がいるものですね。



20kmかけてたどり着いた海

【沖縄県立博物館・美術館】

悪天候で、アウトドアは難しいというときにも最適だと思います。博物館の方は、沖縄の歴史を学ぶことができます。結構長時間楽しめます。博物館・美術館の建物を模した「おきみゅー」というキャラクターがいます。何とも言えないフォルムです。一度検索してみてください。

【波の上ビーチ】

観光雑誌などでは、那覇で唯一の海水浴場とうたっており、空港から近いこともあって、今回紹介するスポットの中では一番有名なのではないかと思います。写真で想像するより、ビーチの範囲は狭いです。4月中旬だったので人はあまりいませんでしたが、人が多い時期はぎゅうぎゅうなのではないかと思います。

【イオン那覇店】

イオンです。ネットでは空港近くの買い物スポット的に書いてあったのですが、普通のイオンですので、観光向けではありません。

【福州園】

ゆいレール県庁駅前駅から徒歩10分くらいの場所にあります。昨年那覇に行った時、夜に側を通っていたので、何かと思っていたので、今年行ってみました。パンフレットによると、「那覇市制70周年記念並びに那覇市と中国福州市の有効都市締結10周年記念事業」として建設されたそうです。中国式庭園で、30から40分くらいで見てまわれます。中国の庭園を見たことがないので、私には比較ができないのですが、綺麗な庭園で、結構ちゃんとした観光スポットだと思うのですが、某観光雑誌には全く取り上げられておりませんでした。

【くまモンショップ国際通り】

くまモンも国際通りも超メジャーですが、このお店は2018年3月に出来たようです。ビルの3階にあるので、若干見つけにくく、入りづらい雰囲気もありますが、入って大丈夫でした。入ると1メートルくらいのくまモンぬいぐるみが鎮座しています。

【おわりに】

以上、とりとめの文章になってしまいましたが、これから沖縄に行かれる方の参考に少しでもなれば幸いです。

ベーシックインカム

弁護士 永井 弘二



ベーシックインカム(basic income)が注目されているということです。日本では、昨年、希望の党が公約に掲げていましたが、それほど議論はされていないようです。欧米では、スイスが導入の可否について国民投票したということですし(結果は導入を否決)、フィンランドやアメリカの一部で導入実験がされるなど、注目されているようです。数十年にわたって導入を提唱している学者もあり、アメリカのシリコンバレーの経営者には、フェイスブックCEOのマーク・ザッカーバーグをはじめとして、導入を積極的に提唱している人も少なくないようです。

ベーシックインカムとは、①全ての国民を対象として、②所得等の条件なく無条件に、③毎月一定額の現金給付をする、というものです。いわゆる新自由主義(小さな政府論)の立場からは、④現在の社会保障政策を全てベーシックインカムに統一する、という概念も含まれるようですが、一般には④は財源問題としてとらえて、①から③で議論されているようです。

ベーシックインカムの積極論者の論拠は、現在の格差社会(世界の総人口の1%にあたる人々が99%の富を握っているなどともいわれています。)の是正、一定の安定を前提にできることから積極的起業、労働意欲等の向上が期待される、特に④と一体となった場合には、現在の社会保障のような複雑な審査が不要となるため行政コストを削減できる、などとされています。また、AIによる雇用変化に対応するという要素もあるようです。

懐疑論は、やはり財源問題で莫大な費用をどこから捻出するのかというもので、④の社会保障の一元化を採用した場合には現在の社会保障費を財源に回すということになりますが、その場合、現在の社会保障よりも水準が低下する層が出てくる懸念があるなどとされています。

欧米では、格差の増大に対する危機感が強く、これは、いわゆる所得再分配(公共事業や社会保障など)が機能不全に陥っているという認識があります。確かに、アメリカなどでは、近年、国内総生産(GDP)が伸びているのに国民所得は横ばいという現象が生じており、経済成長の恩恵を国民が受けていないという認識が強く、特に貧困層には、チャンスをつかむ余裕すらないため、いわゆる「機会の平等」が保障されていないという認識が

あるようです。国民所得、国民購買力が伸びないと経済成長が見込まれないという危機感があるようです。

ベーシックインカムの議論は、当初は、共産主義的との印象で排除されていた時代もあったようですが、これは資本主義経済を前提とした所得再分配の議論です。所得再分配がうまく機能しないと、格差が増大していき、国民購買力が削がれ、結果として消費低迷を招いてデフレに陥っていくことになります。日本でのバブル崩壊やリーマンショック後の状況は、まさにこうした状況と言えるのではないかと思います。クリントン大統領時代に労働長官を務めた経済学者のロバート・ライシュによれば、アメリカ経済が好況だった時代は累進課税が強く富裕層からの所得再分配が機能しており、逆に累進課税を弱めている時代は経済が低迷しているとのこと。「隷属なき道 AIとの競争に勝つベーシックインカムと一日三時間労働」の著者ルトガー・ブレグマン(オランダの歴史家、ジャーナリスト)によると、ベーシックインカムはニクソン大統領の時代に導入一步手前までいっていたということです(ただ、この提案は貧困層への給付で、上記の②無条件というものではなかったようです)。

日本では欧米ほどには議論されていませんが、厚労省の発表した相対的貧困率(一定の指標に基づいた貧困層の割合)やジニ係数(複雑な統計解析に基づくので説明不能ですが、格差の大きさを示す指標)は、いずれも世界の中でも自慢できる数字ではないようですので、本来は、もっと議論されていてもおかしくないように思います。

京都・大阪における国際紛争解決センターの開設

弁護士 小原 路絵



「日本国際紛争解決センター」(一般社団法人日本国際紛争解決センター)が2018年5月1日に大阪中之島合同庁舎内に開設されました。これまでも、日本に国際仲裁を扱う機関はありましたが、国際的な仲裁・ADRを行う専用施設は初めてのものとなります。2019年には東京にも開設される予定です。

また、同志社大学と公益社団法人日本仲裁人協会が、2017年12月1日に「京都国際調停センターの運営等の協力に関する協定」に調印し、同志社大学を本拠とする「京都国際調停センター」が2018年11月以降に開設される予定です。

日本は、1961年に外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(ニューヨーク条約)に加入し、2004年3月1日には国際連合国際商取引法委員会(UNCITRAL)が1985年に策定した国際商事仲裁に関する模範法(モデル法)に準拠した仲裁法を施行しました。しかし、2006年にUNCITRALがモデル法を改正しましたが(仲裁合意の方式及び仲裁廷による暫定保全措置(及び予備保全命令)等について改正)、日本の仲裁法は2004年施行から改正がなされていません。

日本における国際商事紛争解決のための国際仲裁機関としては一般社団法人日本商事仲裁協会(JCAA:The Japan Commercial Arbitration Association)があります。同協会の2015年度の申立件数は21件、2016年度の申立件数は16件にとどまっています。

比べて、シンガポール国際仲裁センター(SIAC: Singapore International Arbitration Centre、1991年設立)の申立件数は、2015年度は271件、2016年度の343件、2017年度には452件になっています。シンガポールは、2009年にMaxwell Chambersという世界初の国際紛争機関のための複合施設を設置しました。Maxwell Chambersには、SIACなどのシンガポールの機関だけでなく、国際商業会議所(ICC)の国際仲裁裁判所(本部パリ)、米国仲裁協会(AAA)の国際部門である国際紛争解決センター(ICDR)(本部ニューヨーク)、世界知的所有権機関(WIPO)の仲裁・調停センター(本部ジュネーブ)などの国際的な機関のオフィスもあります。また、シンガポール国際調停センター(SIAC: Singapore International Arbitration Centre)が2014年に開設され、仲裁と調停の連携を図っています。

シンガポールが台頭するまでアジア仲裁をリードしてきた香港国際仲裁センター(HKAC: The Hong Kong International Arbitration Centre、1985年設立)の2016年度の申立件数は460件(262件が仲裁、15件が調停、183件がドメインネーム紛争)です。

韓国でも、2013年に「ソウル国際紛争解決センター」(SIDRC: Seoul International Dispute Resolution Centre)が開設されました。

シンガポール、香港、韓国では、2006年UNCITRALモデル法に準拠した仲裁法を施行しています。

このようなアジア各国の動きを受け、日本でも2017年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017(骨太の方針)」において、「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備のための取組」が重要な政策の一つとなることが明示されました。またそれを受けて、2017年9月から「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」が開催され、2018年4月には中間とりまとめが発表されました。日本弁護士連合会も、2017年2月16日に「日本における国際仲裁機能を強化することに関する意見書」を出しています。

冒頭で述べた大阪の日本国際紛争解決センターや京都国際調停センターは、香港やシンガポールに次いで、アジアを始め、世界各国から利用される国際紛争解決の場となることが期待されています。

国際紛争の場面においては、国毎に違いのある法律が適用される裁判よりも、ある程度標準化されたルールで予測可能性が高く、また執行の容易性の面からも仲裁手続が利用されることが多いです。しかし、日本においては、まだ仲裁手続が諸外国ほど浸透しているとは言い難く、また、海外の仲裁機関を利用することは、費用面でも利用者側のハードルを上げていた面もあります。

仲裁も調停も、裁判外手続という点で共通しますが、仲裁は仲裁人が判断を下す手続で、調停は双方の互譲により当事者の合意による解決を図る手続です。京都という歴史ある場所で調停がなされることで、当事者の紛争解決に向けての合意形成を後押しすることができればと思います。

日本における国際紛争解決の拠点が関西に揃うということで、地元企業の利用が促進されるだけでなく、外国企業の利用による地元経済の活性化も期待されます。

自筆証書遺言が利用しやすくなります

弁護士 茶木 真理子



1 現在(平成30年5月時点)、民法のうち相続に関する規定を見直す法律案が国会で審議されています。相続に関する規定については、30年以上にわたって見直しがされていない状況にありましたので、大きな改正となることが見込まれています。今回の改正では、自筆証書遺言についても、その利用がしやすくなるための方策が設けられる予定です。

2 自分の思いを遺し、相続人間の紛争を防ぐ手段として、遺言は有効な手段です。相続のご相談を聞くなかでも、遺言さえあれば、と思う場面によく遭遇します。皆さんご存知のとおり、遺言書を作成するにあたっては、自筆証書遺言と公正証書遺言という二つの方法が多く利用されています。公正証書遺言は、公証役場へ赴く手間や公証人に対する費用がかかる一方で、無効であるなどと争われる可能性は低い、確実な方法と言えます。また、公証役場において厳重に保管されるので、紛失や隠匿、改変のおそれがなく、後日、相続人による検索も容易に可能です。これに対し、自筆証書遺言は、費用はかからず手軽に作成できる一方で、遺言の全文、日付及び氏名を自分で書く必要があり、加除訂正の方式も民法で決まっています。家庭裁判所の検認が必要となることも、相続人にとっては負担といえます。

3 このような自筆証書遺言の短所を踏まえて、改正では、自筆証書遺言の方式が緩和されます。自筆証書遺言に財産目録を添付する場合、その財産目録に限っては自分で書かなくてもよくなるのです。つまり、代筆やパソコン等によって財産目録を作成することや、不動産の登記事項証明書や預金通帳のコピー等を遺言書に添付することで財産目録の記載に代えるといったことが可能となります。これにより、多くの財産を有している方にとっては、財産目録を自書する負担が軽減されます。ただし、財産目録を自書しなかった場合は、その目録の頁毎に署名押印をする必要があります。

また、自筆証書遺言の保管制度が新しく創設されます。これは、自筆証書遺言の保管を法務局に委ねることができるようで、遺言書の紛失や隠匿、改変等のリスクを減らすことが可能となります。あわせて、相続開始後に、相続人等が法務局に対し、遺言書の保管の有無を確認したり、遺言書の閲覧を行う制度も創設される予定です。さらに、この保管制度により保管されていた自筆証書遺言については、家庭裁判所の検認をする必要がないとされていますので、相続人の負担も軽減されます。

4 このように、大きく変わると言ってもいい自筆証書遺言。遺言の作成についてお悩みのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

法律紹介 2

特定商取引に関する法律が改正されました

弁護士 伊吹 健人



特定商取引に関する法律(以下、「法」といいます。)は、訪問販売等の消費者トラブルが生じやすい取引について、クーリング・オフ等の救済制度や、事業者の義務、その違反に対する行政処分、刑事罰等を定めた法律です。その改正法が平成29年12月1日より施行されています。施行日以降に締結された契約に改正法が適用されます。

今回の改正では、まず、訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に該当する場合が広がりました。旧法では、商品、役務(サービス)以外の権利を販売する場合は、政令で指定された権利(指定権利)のみが対象とされていました。今回の改正により、従来の指定権利に社債や社員権等を加えた特定権利に対象が広がりました(法2条4項)。特定権利以外の外国通貨両替や仮想通貨等については、「商品」「役務」を広く解釈することで対象とすることが考えられます。また、アポイントメントセールスに該当する呼び出し手段として、SNS等が追加されました(省令11条の2)。

次に、日常生活で通常必要とされる分量を著しく超える商品を売りつける過量販売の規制が、従来の訪問販売に加え、電話勧誘販売にも導入されました。要件を満たせば契約の解除をすることができます(法24条の2)。

また、医療脱毛等の美容医療が特定継続的役務提供として追加されました(政令11条、12条、15条)。契約期間内であれば将来に向かって契約を解約することができます、解約料の上限も定められています(法49条)。

また、通信販売に関して、消費者からの事前の請求や承諾なしにファクシミリ広告をすることが禁止されたり(法12条の5)、定期購入に関する広告表示事項が追加されたりしました(省令8条7号)。

さらに、不実告知や不告知を理由とする契約の取消権の短期行使期間が、6ヶ月から1年間に延長されました(法9条の3第4項)。

その他、業務停止命令の対象拡大・期間延長や、公示送達制度の導入、法定刑の上限引き上げ等により、悪質事業者への対処が強化されました。

法律紹介 3

不正競争防止法を一部改正する法律案

弁護士 若竹 宏諭



事業者間の適正な競争を促進するため、不正競争行為に対する救済措置として、民事措置や刑事措置を定めた法律である不正競争防止法(「不競法」)の一部を改正する法律案が、成立しました。

今回の改正の背景には、IoT、AI及びビッグデータといった情報技術の革新があります。企業の競争力の源泉

として、データやその分析方法、これらを活用したビジネスモデルが台頭してきている一方で、価値のあるデータであっても、特許法や著作権法による保護が受けられず、営業秘密に該当しない場合には不競法による保護も受けられないという状況にありました。そこで、価値のあるデータの取引及び利活用を促す環境を整備すること

等を目的として、不競法のほか、特許法や工業標準化法等の一部改正に至りました。

不競法の主な改正点の一つは、データの不正取得や使用等に対する差止請求権等が創設されることです。ID・パスワード等の管理を施した上で提供されるデータ(「限定提供データ」)を不正アクセスや詐欺等により取得するなどの悪質性の高い不正取得・使用等を新たに不正競争として位置付け、差止請求権、損害賠償額の推定等に関する規定が設けられます。限定提供データに当たるかどうかは、i 技術的管理性、ii 限定的な外部提供性、iii 有用性という3つの要素が鍵になります。また、不正取

得・使用の態様については、営業秘密に関する規定のように、具体的態様ごとに分けて規定されます(なお、限定提供データの不正使用により生じた成果物の提供行為は、不正競争として規定されていません)。

限定提供データに関する改正と併せて、従来から不正競争とされてきた技術的制限手段の効果を妨げる行為についても、規律が強化されました。

今後もデジタル化が進む社会に対応するため、様々な法改正がなされると思われます。引き続き、こういった視点での法改正に注目し、ご紹介できればと考えております。

法律紹介 4

児童福祉法等の改正について

弁護士 北村 幸裕



子どもがひどい虐待を受けている場合等に、児童相談所は、保護者の意思に関わらず一時的に子どもを保護者から引き離します。これを一時保護といいます。そして、その間の調査や保護者等との調整結果に基づき、子どもに対する援助方針を決定していきます。

この一時保護には、これまで司法の関与はありませんでしたが、一時的とはいえ、保護者の意思に反する手続きであることから、手続きの適正性を確保するため、司法の関与が必要だと言われていました。

また、子どもの成長・発達には家庭での養育が望ましいことから、在宅での養育環境を効果的に改善するため、行政だけでなく司法も関与すべきであると考えられました。

その結果、平成29年、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律が改正され、平成30年4月2日より施行されました。

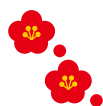
①まず、保護者への効果的な指導を可能とするため、虐待を受けている児童等の保護者に対する指導に家庭裁

判所が関与することになりました。なお、家庭裁判所が直接保護者を指導するのではなく、家庭裁判所は、児童福祉法28条に基づき虐待を受けている児童を里親委託又は施設入所の措置の申立てがあった場合、都道府県に対して、保護者の指導を勧告します。そして、家庭裁判所は、都道府県に勧告した旨を、保護者に通知します。一方、都道府県は、当該指導の結果を家庭裁判所に報告する必要があります。

②次に、長期に及ぶ一時保護の適正性を確保するため、親権者の意に反して2か月を超えて一時保護を行う場合には、家庭裁判所の承認が必要になりました。

③最後に、司法関与とは直接関わりませんが、虐待を受けている児童の保護者を、当該児童に接近させないための接近禁止命令を行える場合が拡大されました。これまでは、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合に限られていましたが、一時保護中や同意の下での施設入所等の措置の場合でも可能となりました。

2018 年事務所旅行記



梅と食と歴史を求めて 奈良詣で



例年恒例のお楽しみ企画。今年も「日帰り小旅行」に決まり、今回の担当、草地弁護士、事務局富田、阿武、わたくし森が始動しました。

一昨年在「滋賀県長浜市」昨年在「福井県小浜市」でしたので、今年は、ちょっと暖かそうな方面にしようという方針の下、我々担当がピックアップしたのは、神戸、大阪、奈良でしたが、アンケートの結果、意外にも我々の予想を覆し、奈良がトップとなりました。理由は、「奈良って、案外、自分では行かないから」というものが多かったようです。



当初、「月ヶ瀬梅林で観梅→大和高田でフレンチの昼食→法隆寺拝観」という予定を組んでいました。ところが、直前の2月26日になり、梅が「咲いていない！」という衝撃的な情報がもたらされました。若干の危惧はしていたものの、今年の厳しい寒さのため、例年より開花が遅れたのです。ピンチ!!!

急遽協議の結果、「法隆寺→昼食→大和郡山散策」というプランに変更を決定。うまくいくかな～？

3月2日、朝から快晴。時間が経つにつれ気温もぐんぐん上昇し、暖かいところという目的はまずクリア。

バス車内ではビンゴ大会を開催し、大騒ぎしているうちに法隆寺到着(なお、ビンゴ大会の優勝者は、二本松弁護士で、常々、奥様から「あなたは勝負運がない。」といわれているそうで、後日聞いたところでは、奥様に自慢することができ、溜飲を下げた、とのことでした。)

ボランティアの方の説明に全員真剣に耳を傾け、まずは法隆寺について予習。それから百済観音像、玉虫厨子や夢殿など数々の国宝・重要文化財を見学。京都のお寺とはまた違う、荒っぽく男性的(今時こういう言





い回しをするといろいろと差し障りがあるかもしれません。)、かつ、大陸的な雰囲気を感じました。

広大な法隆寺を歩きまわり、おなかも空いたので、大和高田市にある《ヴェルデ辻甚》でフレンチの昼食です。

こちらは旅行社の方に紹介されたのですが、古民家を利用したレストランで、オシャレで料理も大変美味しく、全員とても満足したようです。正直、「まさか、大和高田にこんな店が(大和高田の皆様、失礼)！」と思ってしまう処でした。



統括である北村弁護士の乾杯、次期統括の茶木弁護士からの挨拶、ビンゴ大会の表彰式などを行いながら、お酒も入り、和気藹々な雰囲気で食事が終了。

おなかも満たされ、次は大和郡山市へ。

ここは、月ヶ瀬の代打として選んだわけですが、その理由は、歴史があり、金魚が有名で、なおかつ、丁度盆梅展を開催しているから、というものでした。

はっきり言って、だれも行ったことがなく、前述の理由のみで選んだため、かなり博打的要素がある決定でした。しかし、実際に訪れてみると、なかなかの街でした。盆梅



展は城跡で行われており、立派な盆梅の数々が展示され、丁度満開状態でもあり、梅の花の甘い香りが会場に漂い、春と梅の花を満喫できました。

街を散策すると、やはり古い城下町だけのことはあり、歴史のある和菓子屋さんなどもあり、皆さんお土産を購入していました。

で、大和郡山といえば金魚！というわけで、中でも昨今有名なのが「金魚電話ボックス」です。これを目指して行くと、なるほど、昔の電話ボックスに天井まで水を張り、その中に多数の金魚が泳いでいます。中には、公衆電話機も置いてあります。



そばにあるお店のお兄さんに聞くと、なかなか維持が大変だということで、もうやめるかもしれないとの話です。うーん、確かに(ご存じの方もいらっしゃると思います

が、この電話ボックス、その後、本当にやめてしまいました。報道によると、著作権が問題になったようです。)

丁度、ひな祭りの時期でもあり、町中のお店には、その家に伝わるひな人形を展示し、拝見できるようなイベントも行われていました。古くからの家には、「さすが」と思わせるものもあります。

大和郡山市は、今後の持つて行きようによっては、なかなかの観光場所になるのではないかとの感想を持ちました。

やがて、一日の観光を終え、美しい夕日を眺めながら、平和に帰京したのでした。



突然のプラン変更というアクシデントに見舞われましたが、今年の日帰り旅行も、好天にも恵まれ、楽しく終えることができました。



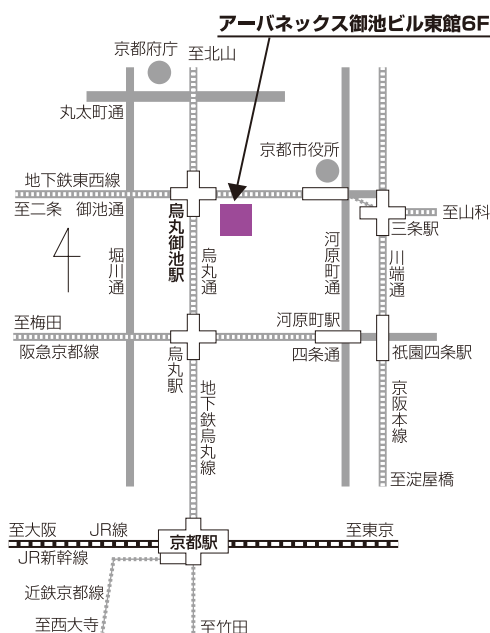
編集後記



弁護士19名、事務局20名となり、今年も集合写真に全員参加が叶いませんでした。人数が増えても、それぞれの関係が希薄になることなく、協力し合って業務に従事したいと考えております。今年もそれぞれの

弁護士が燦の原稿を執筆しました。各人の原稿から各人の業務以外の一面をご覧いただければと思います。感想・ご意見等ございましたら、お気軽にご連絡いただければ幸いです。

事務所へのアクセス



京都市営地下鉄「烏丸御池駅」下車。
北側改札を出て、3-1番出口より階段を上がってすぐ
(3-2番出口からはエレベーターでも上がれます)

「燦」の由来

弁護士バッジの「ひまわり」は正義のシンボルである太陽を常に指向することを表しています。

「燦」は光り輝いて遠くからもはっきりみえるという意味がありますが、その音はSUN(太陽)にも通じると考え、事務所報のタイトルといたしました。

今後とも、いろいろなトラブルの闇の中に解決の光を照らすことを業務遂行の指針として参りたいと考えております。
(創刊号巻頭言より)



発行人 御池総合法律事務所

編集者 小原 路絵

高橋 美歩 望月 潤美